

公 示 日：2026 年 7 月 22 日（水）

調達管理番号：26a00498

国 名：スリランカ国

担 当 部 署：経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

調 達 件 名：スリランカ国投資促進・輸出振興アドバイザー（投資振興）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務：投資促進・輸出振興アドバイザー（投資振興）
- （２） 格 付：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在 勤 地：コロンボ
- （５） 全体期間：2026 年 9 月上旬から 2029 年 6 月下旬
- （６） 業務量の目途：30 人月

2. 業務の背景

スリランカは内戦終結後の 2010 年及び 2011 年において、2 年連続で実質 GDP 成長率が 8%を上回る等、短期的には堅調な経済成長を達成した。他方で、1990 年代には 30%台であった輸出の対 GDP 比は、2000 年代以降は 10%台後半～20%台前半と低下する等、輸出をけん引する産業構造の脆弱性が顕在化していた。こうした状況の下、2022 年には未曾有の経済危機に陥り、同年の GDP 成長率はマイナス 7.8%まで下落した。2023 年以降は観光需要及び海外就労者からの送金の回復により経済は回復基調に転じ、2024 年～2025 年は 2 年連続で実質 GDP 成長率 5%を達成したが、今後の持続的な成長を実現するためには、高付加価値の輸出志向型産業の競争力強化、グローバル・バリューチェーンへの参入及びこれらに資する外国投資の受入れ促進が不可欠である。

スリランカ政府はこれまで「国家政策枠組み 2020-2025（National Policy

Framework Vistas of Prosperity and Splendour) 」等の産業振興に関連する政策を打ち出してきたが、国としての重点産業分野が特定されておらず、内容は総花的なものに留まっていた。また、2023年には「産業開発のための国家政策(National Policy for Industrial Development of Sri Lanka)」が閣議に提出されたものの、2024年9月の大統領選挙による政権交代や同年11月の国会総選挙もあり、閣議承認には至らず、その後具体的な進展は見られていない。

一方で、現政権 NPP「国民の力」(National People's Power、以下「NPP」)のマニフェストや予算演説、また現政権下で策定された国家政策枠組み(National Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life)では、輸出志向型産業の振興が重要な政策課題として掲げられている。加えて、輸出促進局(Export Development Board、以下「EDB」)は、アジア開発銀行の支援を受けて「2026-2030年国家輸出開発計画(National Export Development Plan for 2026-2030)」を策定した。

上述の状況を踏まえ、JICAは2025年に「スリランカ国産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査」を実施し、同国における投資促進・輸出振興にかかる政策・制度的枠組みや行政手続き等にかかる課題分析とそれら課題の解決に向けた取組案の検討を行った。その結果、スリランカではEDBや投資庁(Board of Investment、以下「BOI」)をはじめ、関係機関の相互連携が不十分であるために手続きが複雑化しており、投資促進・輸出振興の障壁となっていることが確認された。また、国全体として一貫性のある産業政策や投資誘致策が策定・実践されていないことから、グローバル市場に参画する競争力を有する企業が戦略的に育成されていないという課題も明らかとなった。それら課題を踏まえ、包括的な産業政策の策定に加え、特に策定された政策の着実な実施および現行制度の改善に向けた体制整備・能力強化が重要であると考えられる。

かかる状況において、JICAは、スリランカ大統領府、EDB及びBOI等の関係機関との間で、グローバル市場におけるスリランカの輸出競争力の現状と課題を把握するとともに、民間セクターの声を踏まえた、より包括的で実効性の高い投資促進・輸出促進のための政策・制度改善の必要性について協議を重ねてきた。また、潜在的な輸出競争力を有すると思われる複数の産業分野を念頭に産業政策を策定し、実施することの重要性についても確認されている。以上を踏まえ、スリランカ政府よりEDBを主たるカウンターパート機関とする個別専門家による技術協力が要請された。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

成果 1：スリランカにおける投資促進・輸出促進関連の省庁からなる Project Management Unit (PMU) が形成され、既存の官民政策対話等のハイレベル会合に対するインプットが行われるとともに、政策・制度における連携が強化される。

成果 2：高付加価値輸出産業の振興に向けた外国直接投資誘致策および国内企業支援策が策定・実施される。

4. 業務の内容

本専門家は、主に投資庁 (BOI) をカウンターパート (C/P) とし、主に以下の業務を行う。なお、業務全般において高度な専門性や調整能力 (政策アドバイザー業務、高度な技術移転のための専門家業務) を有する者を想定している。

【アドバイザー業務】

1. スリランカにおける輸出促進及び投資促進に関連する関係省庁・機関の役割や連携状況について情報収集・分析を行うとともに、輸出・投資関連省庁で構成される Project Management Unit (PMU) の設立及び運営体制の構築を支援する。また、PMU を通じて本事業の活動及び成果の進捗管理、モニタリング並びにフォローアップを支援し、関係機関間の連携強化を促進する。
2. 既存の官民政策対話の (※1) 枠組みを活用し、投資促進及び輸出振興に係る課題の把握、分析及び整理を行うとともに、政策・制度の予見性及び一貫性の向上、行政手続の効率化並びに関係機関間の連携強化に向けた助言を行う。また、官民政策対話で抽出された課題のうち、PMU 及び関係省庁において対応可能な課題について改善策の検討及び実施を支援し、政策・制度改善につなげる。
3. 高付加価値かつ輸出志向型の重点産業に関して、外国直接投資 (FDI) の誘致可能性を分析し、カウンターパートと連携して投資の可能性を有する外国企業及び投資家を特定する。また、外国企業の受け皿となり得る現地企業や当該産業を担う有望な現地企業の把握及び分析を行う。
4. 重点産業への外国直接投資を促進するため、対象産業の特徴や投資環境を踏まえた具体的な投資誘致施策を検討するとともに、その一部の実施を支援する。また、現地企業の競争力強化及び外国企業との連携促進に向けた支援ニーズを把握し、能力強化、市場開拓、ビジネスマッチング等の支援策を検討・実施する。
5. 外国直接投資の受入れ促進及び持続的な産業発展に向けて、関係機関、民間企業

及び業界団体等との協議を行い、投資環境の改善や産業振興に向けた課題及び対応策を整理する。また、実施した施策の成果及び課題を分析し、今後の投資促進及び産業振興政策の改善に向けた提言を行う。

※1：活用する官民政策対話はスリランカ政府が主催するもの（Export Development Council of Ministers (EDCM), Investment and Trade Commission (ITC)）やスリランカ政府と日本政府が主催するもの（Sri Lanka - Japan Joint Working Group on Export-Oriented Industrial Corridor Development, Japan-Sri Lanka Economic Policy Dialogue）等を想定している。

【事業マネジメント業務】

1. C/P 及びもう 1 名の専門家と密に協議を行い、事業実施の方針を検討し実施計画（ワーク・プラン）を策定する。
2. C/P 及びもう 1 名の専門家とともに事業の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策等について関係者と適宜共有・協議を行う。
3. JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA（本部及びスリランカ事務所）に遅滞なく提出する。
4. 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
5. その他効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組、働きかけを関係者と連携しつつ実施する。

※なお、本事業では、輸出促進専門家と投資促進専門家が連携しながら、産業振興に向けて輸出促進および投資促進の両面から活動を実施していただきます。両専門家は基本的に対等な立場で協力して事業を推進することが想定されていますが、一方で、活動方針や優先事項等について両専門家の意見が一致しない場合には、C/P 機関や関係機関、JICA 主管部および事務所とも適宜意見交換を行いながら、関係者間で十分に協議し、合意形成を図った上で意思決定を行うこととします。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
-----	----------	-------------

1	スリランカの輸出振興/投資促進の現状やスリランカ政府の掲げる政策をふまえ、スリランカで現在求められる取り組みや本業務において実施を支援する施策について	【アドバイザー業務】 3. 及び 4.
2	スリランカ関連省庁間及び現地関係機関との連携について効果的と考えられる具体的な方策	【アドバイザー業務】 1. 及び 2.
3	2名の専門家の協働や連携についてのアイデア・効果的な進め方について	【事業マネジメント業務】 1. 及び 2.

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	輸出振興・投資促進に係る政策・制度の知識や実務経験
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より 1 か月以内	経済開発部（CC:スリランカ事務所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3 か月報告	渡航開始よ	国際協力調達部（CC:	－	日本語	電子データ

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

書	り 3 か月ごと ²	経済開発部)			
業 務 進 捗 報告書	渡航開始よ り 6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:経済開発部、ス リランカ事務所)	－	日本語	電子データ
業 務 完 了 報告書	契約履行期 限末日	経済開発部 (CC:国際 協力調達部、スリラン カ事務所)	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 12 月出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本案件は二名の現地滞在型専門家で構成されており、もう一方の現地滞在型専門家は輸出振興を担当します。

(2) 参考資料

本業務に関する参考資料は以下の通りです。

スリランカ国 産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

和文：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000057854>

英文：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000057855>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 8月 5日 12時まで

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

2	プレゼンテーション実施案内	2026年 8月 21日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 8月 26日11時00分～12時30分
4	評価結果の通知	2026年 8月 31日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数： 1部
- (3) 提出方法： 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。

- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,522,000	1,708,000

	個人	1,168,000	1,355,000
--	----	-----------	-----------

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	32,800	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		22,100	25,100

③ 住居費 1,500 ドル／月

④ 航空賃（往復）：684,730 円／人

（2）便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：教育訓練省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA スリランカ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ国）

案件名：投資促進・輸出振興アドバイザー

Advisor for Investment and Export Promotion

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカは内戦終結後の2010年及び2011年において、2年連続で実質GDP成長率が8%を上回る等、短期的には堅調な経済成長を達成した³。他方で、1990年代には30%台であった輸出の対GDP比は、2000年代以降は10%台後半～20%台前半と低下する等、輸出をけん引する産業構造の脆弱性が顕在化していた。こうした状況の下、2022年には未曾有の経済危機に陥り、同年のGDP成長率はマイナス7.8%まで下落した。2023年以降は観光需要及び海外就労者からの送金の回復により経済は回復基調に転じ、2024年～2025年は2年連続で実質GDP成長率5%を達成したが⁴、今後の持続的な成長を実現するためには、高付加価値の輸出志向型産業の競争力強化、グローバル・バリューチェーンへの参入及びこれらに資する外国投資の受入れ促進が不可欠である。

スリランカ政府はこれまで「国家政策枠組み 2020-2025（National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour）⁵」等の産業振興に関連する政策を打ち出してきたが、国としての重点産業分野が特定されておらず、内容は総花的なものに留まっていた。また、2023年には「産業開発のための国家政策（National Policy for Industrial Development of Sri Lanka）」が閣議に提出されたものの⁶、2024年9月の大統領選挙による政権交代や同年11月の国会総選挙もあり、閣議承認には至らず、その後具体的な進展は見られていない。

一方で、現政権 NPP「国民の力」（National People's Power、以下「NPP」）のマニフェストや予算演説、また現政権下で策定された国家政策枠組み（National

³ 日本貿易振興機構アジア経済研究所「内戦後のスリランカ経済：持続的発展のための諸条件」（2016年）、40-41頁（[AKS004200_006.pdf](#)）

⁴ スリランカ・センサス統計局（Department of Census and Statistics）ニュースリリース [GDPSummaryIndicators2024Q4 En](#)
[GDPSummaryIndicatorsQ42025 En](#)

⁵ 国家政策枠組み2020-2025（National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour）[6826ac0a-ddd3-4876-95ad-56b1817c10a6](#)（2019年、財務省発行）

⁶ [National Policy for Industrial Development to be implemented soon - LNW](#)
[Lanka News Web](#)（2023年10月28日付）

Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life)⁷では、輸出志向型産業の振興が重要な政策課題として掲げられている。加えて、輸出促進局（Export Development Board、以下「EDB」）は、アジア開発銀行の支援を受けて「2026-2030年国家輸出開発計画（National Export Development Plan for 2026-2030）」を策定⁸した。

上述の状況を踏まえ、JICAは2025年に「スリランカ国産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査」を実施し、同国における投資促進・輸出振興にかかる政策・制度的枠組みや行政手続き等にかかる課題分析とそれら課題の解決に向けた取組案の検討を行った。その結果、スリランカではEDBや投資庁（Board of Investment、以下「BOI」）をはじめ、関係機関の相互連携が不十分であるために手続きが複雑化しており、投資促進・輸出振興の障壁となっていることが確認された。また、国全体として一貫性のある産業政策や投資誘致策が策定・実践されていないことから、グローバル市場に参画する競争力を有する企業が戦略的に育成されていないという課題も明らかとなった。それら課題を踏まえ、包括的な産業政策の策定に加え、特に策定された政策の着実な実施および現行制度の改善に向けた体制整備・能力強化が重要であると考えられる。

かかる状況において、JICAは、スリランカ大統領府、EDB及びBOI等の関係機関との間で、グローバル市場におけるスリランカの輸出競争力の現状と課題を把握するとともに、民間セクターの声を踏まえた、より包括的で実効性の高い投資促進・輸出促進のための政策・制度改善の必要性について協議を重ねてきた。また、潜在的な輸出競争力を有すると思われる複数の産業分野を念頭に産業政策を策定し、実施することの重要性についても確認されている。以上を踏まえ、スリランカ政府よりEDBを主たるカウンターパート機関とする個別専門家による技術協力が要請された。

（２）民間セクター開発に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2025 年 1 月）」では、重点分野に「持続的な経済成長のための財政・構造改革や経済基盤の強化」が掲げられており、貿易・投資促進による輸出指向型産業の成長や民間セクター開発を通じた経済発展を支援する方針が示されている。

また JICA は、「スリランカ民主社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）」において、民間セクターの活性化及び企業競争力の強化等による国際収支

⁷ 国家政策枠組み(National Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life) treasury.gov.lk/api/file/beb1840e-cfd0-447f-9d0e-35937c48f1f7(2025年3月、財務省発行)

⁸ [National Export Development Plan \(NEDP\) - Sri Lanka Export Development Board](#)

の改善が不可欠と分析しており、政策面での支援等を通じて民間部門の活性化・競争力強化に取り組む方針を示している。本調査はこれらの分析と方針に合致するものである。さらに、本調査は JICA グローバルアジェンダ「民間セクター開発」⁹及びクラスター事業戦略「アジア投資促進・産業振興」の目的に資するものであり、さらに、SDGs Goal 8（働きがいも経済成長も）及び Goal 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）の達成に貢献するものである。

（３）他の援助機関の対応

- ・ 世界銀行：「雇用創出と民間部門成長促進イニシアティブ」を通した 3 年 10 億ドルの融資（エネルギー、農業、観光、地域開発）¹⁰
- ・ IFC：National Trust Bank (NTB) 向け融資 70 百万ドル（資金使途は女性事業者を含む SME 向け）¹¹
- ・ アジア開発銀行：EDB による 2025-2029 年国家輸出開発計画（National Export Development Plan for 2025-2029）策定支援（2025 年 4 月開始、実施中）¹²

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、スリランカにおいて高付加価値の有望輸出志向型産業が特定されるとともに、同産業の振興に向けた外国直接投資誘致策及び国内企業支援策が策定されることにより、輸出・投資・国内産業振興に係る政策・制度が改善され、対象産業のグローバル市場への参画が促進されることを目的とする。さらに、投資促進と輸出促進に係る官民対話の枠組みへの参画を通してスリランカ側の関連省庁の連携を促進し、政策の実行力向上を図る。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

スリランカ全国（コロンボ都市圏中心）

（３）事業実施期間

2027 年 1 月～2030 年 6 月を予定（計 30 カ月）

（４）事業実施体制

カウンターパート：輸出促進局（EDB）、投資庁（BOI）

また、投資促進と輸出促進を所管する Presidential Secretariat（大統領府）、

⁹ JICAグローバルアジェンダ「民間セクター開発」[private sec text.pdf](#)

¹⁰ [World Bank Group to Boost Jobs and Private Sector Growth in Sri Lanka with \\$1 Billion Support Package](#) (2025年5月7日付)

¹¹ [NTB secures \\$ 70 m IFC funding to support small businesses | Daily FT](#) (2026年1月22日付)

¹² [Consultations Launched for National Export Development Plan 2025-2029 - Sri Lanka Directory](#) (2025年10月3日付)

Ministry of Finance, Planning and Economic Development (財務・計画・経済開発省)、産業・起業家育成省 (Ministry of Industry and Entrepreneurship Development)、貿易・商業・食料安全保障・協同開発省 (Ministry of Trade, Commerce, Food Security and Co-operative Development) 等とも連携する。

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1：スリランカにおける投資促進・輸出促進関連の省庁からなる Project Management Unit (PMU) が形成され、既存の官民政策対話等のハイレベル会合に対するインプットが行われるとともに、政策・制度における連携が強化される。

成果 2：スリランカにおいて、高付加価値の有望輸出志向型産業が特定され、それらの産業に係る具体的な振興計画が関係機関の合意の下で策定される。

成果 3：高付加価値輸出産業の振興に向けた外国直接投資誘致策および国内企業支援策が策定・実施される。

(2) 主な活動

活動 1-1：スリランカにおいて輸出・投資に関連する省庁で構成される Project Management Unit (PMU¹³) の設立を支援する。

活動 1-2：PMU を主体として成果 2 及び成果 3 のモニタリング及びフォローアップを行う。

活動 1-3：既存の官民政策対話の機会を活用し、投資促進や輸出振興にかかる共通の課題（予見性・一貫性に欠けた政策・制度変更、ビジネス設立や各種ライセンス取得等の手続きの煩雑さ、多機関連携の欠如等）についてインプットを行う。

活動 1-4：官民政策対話で挙げられた課題のうち、PMU 内で対処可能な課題についてはフォローを行い、関連省庁を主体として政策・制度の改善につなげる。

活動 2-1：輸出促進や産業競争力強化に関するスリランカ政府の政策、法律や関連分野の既存の調査・報告書などを整理・分析する。

活動 2-2：分析結果を踏まえ、カウンターパートと共に今後スリランカで重点的に育成すべき高付加価値の輸出志向型産業を 2～3 分野選定する。

活動 2-3：選定した産業について、実効性のある振興支援策を検討し、一部を実行する。

活動 3-1：活動 2-2 で選定した産業を踏まえ、カウンターパートと共に投資の可能

¹³ 現時点においてはPMUを構成する省庁はEDB、BOI、Ministry of Industry and Entrepreneurship Development等が想定される。

性がある外国企業および投資家を特定する。また、それらの受け皿となり得るスリランカ現地企業や当該産業の担い手と成り得る現地企業を特定する。

活動 3-2：上記の活動を踏まえ、外国直接投資を誘致するための具体的な施策を検討し、一部実施する¹⁴。

活動 3-3：外国直接投資の受け皿と成り得る現地企業や同産業の担い手に成り得る現地企業に対する支援策を検討し、一部実施する¹⁵。

以上

¹⁴ 具体的な施策は対象産業に関心を有する日本企業を含めた外資企業に対する投資プロモーションや誘致活動等が想定される。

¹⁵ 具体的な施策は対象産業に関心を有する日本企業を含めた外資企業と投資の受け入れに関心を有する現地企業とのマッチング活動等が想定される。